在京飯田高校同窓会会則

制定　昭和 28 年　5 月　8 日
改正　昭和 35 年　6 月 25 日
同　昭和 43 年　9 月 20 日
同　昭和 46 年　9 月 23 日
同　昭和 57 年 10 月 18 日
同　令和　3 年 11 月 13 日

総則

［名称および範囲とする地域］
第１条
本会（長野県飯田高等学校同窓会首都圏（東京）支部）は、在京飯田高校同窓会と称する。
その範囲とする地域は、首都圏一都七県（東京都、茨城県、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、栃木県、山梨県）とする。

［所在地］
第２条
本会は、本部および事務所を東京都内に置く。

［目　的］
第３条
本会は、会員相互の親睦と絆を深め、長野県飯田高等学校同窓会（同窓会本部と称する）との関係を密にし、母校の発展に寄与すると共に地域社会（郷土）に貢献していくことを目的とする。

会員

［会　員］
第４条
本会を構成する会員を次の二種とする。
（１）正会員
母校（長野県飯田高等学校同窓会会則第４条に定める）に在学した者で、第１条に定める地域に住居または勤務する者であり、本会の目的に賛同する者とする。
（２）賛助会員
母校現職員および旧職員で、第１条に定める地域に居住または勤務するものを賛助会員とする。

事業

［事　業］

第５条
本会は、第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）会員の相互扶助・親睦に関する活動
（２）同窓会誌『稲穂』の発行
（３）会員向けの情報発信・情報共有に関する活動
（４）在京飯田高校同窓会会員名簿の管理
（５）母校の教育活動に対する支援
（６）地域社会（郷土）への貢献活動
（７）その他、必要な活動

役員

［役員および定数］
第６条
本会に次の役員を置く。
（１）常任役員
・会長　　１名
・副会長　　若干名
・事務局長　　１名
・幹事　　２０名～３０名程度
（２）監事　　１名
（３）年度別幹事　　各卒業年度に若干名
（４）相談役、特別顧問、顧問　　若干名

［役員の職務］
第７条
役員の職務は次の通りとする。
（１）会長は、本会を代表し、会務（同窓会活動）を統括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
（３）事務局長は、会務の取り纏めおよび執行にあたる。
（４）幹事は、会則運営に関する事項を分掌する。
（５）監事は、毎事業年度の会計に関する監査を行い、その結果を総会に報告する。
（６）年度別幹事は、運営に関する事項を審議するとともに、本会の円滑な運営に協力する。
（７）相談役、特別顧問、顧問は、会長の諮問に応ずる。

［役員の選出］
第８条
役員の選出は次の通りとする。

（１）会長、副会長および監事は、常任役員会が選考し、役員会の推薦を経て、総会において総会出席者の過半数の同意により決する。
（２）事務局長及び幹事は、会員中より常任役員会が選考し、決する。
（３）年度別幹事は、卒業年度の各母体が選出し、会長が委嘱する。
（４）相談役および顧問は、相談役および顧問についての定めるところにより、会長が就任を要請する。

［任期］
第９条
役員の任期は次の通りとする。
（１）常任役員および監事の任期は２年とする。
（２）補欠によって選任された常任役員および監事の任期は、前任者の任期とする。
（３）年度別幹事の任期は、年度別幹事についての定めるところによる。
（４）すべての役員の再選は、これを妨げない。
（５）役員は、任期途中であっても、辞任届けにより、常任役員会の承認を得て、退任をすることができる。

［年度別幹事］
第１０条
会員は、卒業年度単位において独自の活動を行うとともに、本会へ年度別幹事として代表を選出し、連絡を密にして第３条の目的を達成する。

会議

［会　議］
第１１条
会議は次のとおりとする。
また、会議開催は、所定場所での開催のほかにオンラインによる会議開催も可能とする。
（１）定期総会および臨時総会
（２）役員会
（３）常任役員会
（４）会務運営に必要な会議

［総会］
第１２条
（１）総会は、定期総会および臨時総会とする。
（２）定期総会は、毎事業年度終了後３か月以内に会長が招集する。
（３）臨時総会は、必要がある都度、常任役員会の議決を経て会長が招集する。
（４）総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。

（５）総会の議事は、出席者の過半数の同意により決するものとし、可否同数の時は、議長が決する。

（６）総会においては、つぎの事項を議決する。

① 毎事業年度の事業及び決算の報告

② 当事業年度の事業計画及び予算

③ 会長、副会長および監事の選出

④ 会則の変更

⑤ その他、常任役員会において必要と認めた事項

（７）定期総会の中止

災害等の不測事態発生により定期総会開催ができない場合は、役員会が定期総会に代わることができ、会員にその旨と定期総会議案を通知する。

［役員会］

第１３条

（１）役員会は、会長が招集し、総会に付議すべき事項のほか、必要な事項を議決する。

（２）役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。

（３）役員会は、緊急の場合には、総会に代わることができ、その結果を総会に報告する。

（４）役員会の議長は、出席者のうちから選任する。

［常任役員会］

第１４条

（１）常任役員会の構成は、第６条（１）とする。

（２）常任役員会は、必要あるとき会長が招集する。

（３）常任役員は、必要があると認めるときは、会長に対し、常任役員会の招集を請求することができる。

（４）常任役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。

（５）常任役員会は次の事項を議決する。

① 総会に付議すべき事項

② その他、事業の執行に関する事項

（６）常任役員会の議長は、会長あるいは会長が委嘱した役員が務める

［部会および委員会］

第１５条

（１） 本会は、会務および事業の執行に関し、部会や委員会を設置することができ、設置の可否は、常任役員会において決する。

（２） 部会および委員会の運営等に関する事項は、当該の部会および委員会において定めることができ、その旨、常任役員会に報告する。

（３） 部会や委員会を円滑に運営することを目的に会務に関する定めを設ける。

［その他の会議］
第１６条
その他の会議は、必要に応じて、会長および会長より委嘱を受けた役員が招集する。

会計

［事業年度］
第１７条
本会の事業年度は毎年９月１日より翌年８月31日までとする。

［会　計］
第１８条
（１）本会に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
（２）会計報告は、次年度の総会にて行う。

雑則

［顕　彰］
第１９条
本会の発展に特別な功労のあった者は、常任役員会で評議し、総会において表彰する。

［改　正］
第２０条
本会の会則の変更は、総会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

［規約、細則等］
第２１条
この会則に定めるもののほか、必要な事項は、常任役員会において規約、細則等で定めることができる。

［施行］
第２２条
本会則は、令和３年１１月１３日より施行する。

以上